

平成16年7月20日

全国銀行協会

平成17年度税制改正要望骨子

1. 金融システムに対する信頼を一段と高めるために

(1) 欠損金の繰戻還付制度等の拡充および不良債権の無税償却基準の見直し

欠損金の繰戻還付制度の凍結措置を解除し、繰戻期間（現行1年間）を延長すること。特に、金融機関については、繰戻期間を大幅に延長するとともに、繰越期間（現行7年間）について一段の延長を図ること。金融機関が実施している自己査定に基づき、幅広く無税償却を認めること。

(2) 早期事業再生のための税制措置の拡充

私的整理ガイドライン等を活用した企業再生において、債務者側における資産評価損、債務免除益等の取扱いについて、会社更生法適用時に準じた取扱いとすること。

法的整理、および私的整理ガイドライン等を活用した企業再生において、再建計画上将来無税化が見込まれる金額を特別勘定処理することにより、債務免除益課税を繰り延べること。

2. 金融・資本市場の活性化と国際的な金融取引の推進のために

(1) 金融所得課税一体化の推進

金融所得課税の一体化にあたっては、金融資産に対する課税の簡素化・中立化を図る観点から、実務面における十分な検討を踏まえ、課税方式の均衡化とともに、損益通算を幅広く認めること。

納税の仕組みについては、実務面から十分な検討を行い、納税者、金融機関が受入可能な実効性のある制度とするとともに、その導入にあたって十分な準備期間を設けること。

(2) 株式投資信託に関する税制の整備

公募株式投資信託の償還（解約）益について、他の公募株式投資信託の償還（解約）損や株式等の譲渡損との通算を可能とすること。

公募株式投資信託の収益分配金に係る源泉徴収不適用申告書について、事務負担を軽減すること。

(3) 確定拠出年金税制の見直し

退職年金等積立金に対する特別法人税を撤廃すること。少なくとも課税停止措置の適用期限（平成17年3月末）を延長すること。

確定拠出年金制度の拠出限度額を引き上げるとともに、マッチング拠出を認めること。

(4) 資産流動化関連税制の拡充

S P C等の不動産取得に係る不動産取得税等を非課税とすること。少なくとも現行の不動産取得税の軽減措置・特別土地保有税の非課税措置の適用期限（平成17年3月末）を延長すること。

S P C等が支払う利益配当について、損金算入が認められる要件を緩和すること。

(5) 非居住者等に対する公社債の非課税措置の拡充等

非課税措置の対象となる非居住者等の範囲を拡大すること。

非居住者等が、適格外国仲介業者を通じて国債等を保有する場合、本邦におけるカストディ銀行の各人別帳簿管理を不要とする等、事務負担を軽減すること。

非居住者等の受け取る国債以外の振替制度を利用した公社債の利子について非課税措置を設けること。

(6) 東京オフショア市場における源泉所得税免除措置の恒久化

東京オフショア市場における源泉所得税免除措置を恒久化すること。

(7) 日米新租税条約施行に伴う事務負担の軽減

租税条約届出書等の提出方法を簡素化すること。

3. 経済活性化と課税の適正化のために

(1) 住宅取得の促進に資する税制措置の拡充

住宅借入金等の所得税額の特別控除制度について、平成16年居住分の年末残高の限度額および控除率を平成17年居住分以降も適用すること。

住宅ローン利子の所得控除制度の創設を検討すること。

(2) 登録免許税の軽減・簡素化

登録免許税の税率をその手数料的な性格から低額の定額税率とする等、軽減・簡素化すること。特に、貸出債権取引市場の発展のため、（根）抵当権の移転に係る登録免許税を軽減すること。

(3) 印紙税の軽減・簡素化

印紙税について、金融取引に悪影響を及ぼさないよう、軽減・簡素化すること。

(4) 財形制度における税制の整備

財形制度における退職等の事由による非課税期間を、転職等に伴う非課税継続措置が認められる期間（2年間）に合わせること。

4. 適切な経営環境を確保するために

(1) 連結納税制度の見直し

連結納税グループへの子会社の新規加入時の資産時価評価について、円滑な金融再編を阻害しないよう措置を講ずること。

連結納税採用時等における繰越欠損金の使用制限を緩和すること。

(2) 金融機関の組織再編成の円滑化のための税制の見直し

金融機関等が会社分割・合併等を行った場合における（根）抵当権の移転に係る登録免許税を非課税とすること。少なくとも、会社分割について講じられている現行の軽減措置について、合併と同等となるよう、軽減税率の適用期限および移転登記の期限（権利取得後3年以内）を撤廃すること。

(3) 外国税額控除制度等の見直し

外国税額控除の繰越控除限度額および繰越控除対象外国法人税額の繰越期間（現行3年間）を延長すること。

間接外国税額控除の対象を曾孫会社以下まで拡大すること。

タックスヘイブン税制における合算課税済留保金の損金算入可能期間（現行5年間）に係る制限を撤廃すること。少なくとも損金算入可能期間を延長すること。また、課税対象未処分所得の計算にあたり、「配当可能利益を構成しない利益」を控除すること。

以 上